

仕 様 書

1. 事業名

「新たな旅のスタイル」に対応した瀬戸内らしい滞在コンテンツ企画開発・流通環境整備事業

2. 履行期間

契約締結の日～令和4年3月31日（木）

3. 事業の目的

コロナ禍により激減した旅行者がコロナ禍前の水準に回復するのは、早くても国内2022年、海外は2024年と言われている。「with コロナ」において首都圏や関西圏の大都市圏在住者等のワーケーションやブレジャー等「新たな旅のスタイル」のニーズが高まりつつある。また瀬戸内エリア7県の平均宿泊旅行単価（宿泊費＋現地消費）は全国平均を大きく下回っている（2020年）。さらに大都市圏と比較して「密」になりにくい環境であるにも関わらずその魅力や優位性を十分に伝えきれていない。

そこで、一般社団法人せとうち観光推進機構（以下、機構という。）では、コロナ禍における国内旅行者のニーズの評価・検証に基づき、「新たな旅のスタイル」に対応した魅力的な滞在コンテンツを地域と連携して発掘・開発するとともにOTA等を活用し、瀬戸内エリアへの流入を促進し、地域への観光消費の向上に寄与する。

※瀬戸内エリアとは兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県とする。

※OTAとはOnline Travel Agentの頭文字の略で、インターネット上で取引を行う旅行会社のこととする。

4. 活動指針

本事業の目的を実現するために、コロナ禍前とwithコロナでどのようなニーズの変化が起きているか「魅力」「満足度」「情報発信」の検証を行い、地域の特色を活かした滞在コンテンツの開発手法を地域と連携してワークショップ・検討会を実施する。またインバウンド需要を見据え、インバウンド向けコンテンツの造成経験豊富な専門家や、インバウンドに強い旅行会社等の知見を加え、外国人目線を反映した事業執行に留意する。磨きあげたコンテンツを、OTA等を活用して販売を促進し、地域への誘客と消費額の向上を実現する。

また、ネットワークを活用し現地が必要とする情報を提供し誘客につなげるだけでなく、地域事業者・自治体・観光団体等とのリレーションを拡大し、まだ知られていない魅力やアフターコロナ期に適っている瀬戸内エリアの魅力や周遊を促進するための方法等

を考え、発見し、現地に伝え、潜在的な旅行者を掘り起こすことで誘客につなげていく。

5. 業務内容

上記の活動指針を踏まえ、各地域事業者との連携やOTA等を活用して、以下（1）から（3）の業務を遂行すること。

ターゲットは首都圏、関西圏、北部九州等の大都市圏および瀬戸内域内の在住者を想定しているが、コロナ禍における感染状況を鑑みながら、機構と協議の上決定する。

（1）基本業務

業務活動計画、及び方法を提案し、事前に機構と協議の上、決定した後に遂行すること。活動計画の策定に当たっては、ワークショップ・検討会、活用するOTA等を具体的に示すとともに、年間の具体的な活動量やスケジュール等を含めて提案すること。

また、基本業務に関しては、「ア 滞在コンテンツの造成」に比重を置いて遂行すること。

ア 滞在コンテンツの造成

（ア）【評価・検証】ワーケーションやブレジャー、衛生管理の徹底等コロナ禍における「新たな旅のスタイル」に対するニーズの変化を「魅力」「満足度」「情報発信」の3点を軸に評価・検証すること。

また各種調査情報の分析やマーケットニーズに精通した専門家等の知見、実際のOTA等の売れ筋データ等も活用し、with コロナに求められるコンテンツの要素を明らかにすること。

（イ）【ワークショップ・検討会】地域の特色を活かした滞在コンテンツの開発手法を地域（現地事業者・観光団体・自治体等）と連携してワークショップ・検討会を実施すること。

（ア）で検証した求められるコンテンツの要素を地域と共有し、そこで求められる改善点や受入体制等を専門家も含めて検証し、開発の方向性を地域とともに検討すること。

※参加者の選定にあたっては機構と連携をとって進めること。

※ワークショップ・検討会に機構も参加することとする。

※コロナの感染拡大状況や緊急事態宣言等の状況を考慮し、リアル開催と並行してオンラインでの実施や開催も検討すること。

（ウ）【磨き上げと発掘】ニーズに応えうる滞在コンテンツを検討した開発手法を

活用し、地域と協働して磨き上げや発掘を行うこと。

- (エ) 現地事業者・観光団体・自治体等と造成した商品に関する情報を都度報告すること。

イ 旅行商品流通環境整備

- (ア) O T A等（体験プログラム及び宿泊プラン）への掲載を必須とする。
※販路拡大のため複数のO T A等に掲載することが望ましい。
- (イ) 掲載内容を効果的に販売するための特集・特設ページを展開すること。
- (ウ) 利用者の反応を踏まえ、随時掲載内容の見直しを行うこと。

(2) 報告業務

ア 月例報告

毎月前月実施した活動状況および販売実績を報告すること。

イ 年間報告書

- (ア) 提出物 事業実施報告書（A4判）3部、および電子データ
- (イ) 提出場所 一般社団法人せとうち観光推進機構
- (ウ) 提出期限 令和4年3月24日（木）

なお、報告書の作成にあたっては、以下について留意のこと。

- ・ 事前に監督職員の承認を受けること。
- ・ 事業実施状況等をわかり易く編集すること。
- ・ 事業実施による効果を調査し、取りまとめること。

(3) その他

- ア 当事業に関する業務を円滑かつスピーディーに進めるため、よりシンプルな事業推進体制とすること。
- イ 機構の実施する他の事業の立案・実施に参画し、本事業との連動により、効果の最大化を図るとともに、アドバイス・提案を行うこと。
- ウ 必要に応じて、機構事務所で打ち合わせを実施すること。

6. 目標

- (1) アウトプットとして「新たな旅のスタイル」に対応した「体験プログラム造成件数」21件以上（7県各3件）および「宿泊と体験プログラムを組み合わせた宿泊プラン造成件数」42件以上（7県各6件）を必須とする。
※各県均等に体験プログラムおよび宿泊プランを造成することが望ましい。

※「体験プログラム」および「宿泊と体験プログラムを組み合わせた宿泊プラン」に関して既存コンテンツの磨き上げ、新たなコンテンツの発掘・開発等いずれも問わない。

(2) アウトカムとして「新たな旅のスタイル」に対応した体験プログラムと宿泊プランの利用者数計 1,000 人以上、売上額計 2,000 万円以上、OTA等を活用し販売を促進する。

7. 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、機構と協議の上、決定する。

また計画にあった項目が実施できなかった場合は、提出のあった見積書から、その費用を差し引いた額で変更契約することとする。

8. 物品の所有権

受託者が委託料から業務に必要な物品を調達した場合、契約期間の満了に伴い残存物品の所有権は機構に帰属するものとする。また、その処理については機構の指示に従うこと。

9. 第三者委託の禁止

- (1) 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書により機構と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、印刷業務等については、その性格上、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書により機構に事前に報告するものとする。

10. 作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (1) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て機構に帰属する。
- (2) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

- (4) 上記(1)(2)(3)の規定は、「10. 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

11. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、機構と別途協議の上、処理すること。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、適正に履行すること。
- (3) 機構は、必要に応じて本契約に係る情報(受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等)を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (4) コロナ禍における感染防止による外出自粛等、業務の遂行に影響があるものについては、随時機構と協議の上、内容の一部変更・中止等の対応を取ること。

(一社) せとうち観光推進機構 担当：田代、長本、森 電話：082 - 836 - 3217
--